



お取引先様 各位

建築物に関する省エネ法について

皆様におかれましては、ますますご発展のこととお喜び申し上げます。
日頃は、格別のご愛顧を賜わり、ありがとうございます。

ご承知のとおり、昭和54年に制定されましたエネルギーの使用の合理化に関する法律(いわゆる省エネ法)はエネルギーに関する情勢の変化に合わせて改正が行なわれてきました。今般、地球温暖化対策を踏まえた改正が行われましたが、その内、建築物に関する省エネ法の概要についてご紹介いたします。

省エネ法においては、建築物の新築・増改築時に一定レベルの省エネ対策が求められ、それらの省エネルギーに関する具体的な計画を所管行政庁に届出る義務があります。対象となる建築物は業務用ビルのみならず、共同住宅、生産施設(工場)、倉庫など全ての建築物であり、規模は従来 2,000 m²以上であったものが、**今回の改正(平成 22 年 4 月 1 日施行)**により 300 m²以上に拡大されました。

工事着手時届出

対象建築物	全ての建築物	備考
規模	延床面積 300 m ² 以上	
省エネ対策の概要	<ul style="list-style-type: none">・屋根、外壁の断熱性能向上・天井反射率の向上・全熱交換器の採用・高効率照明の採用・自動給水栓の採用・配管、バルブ、法兰ジの保温	建築物の用途区分により省エネ効果の判断基準が異なる
時期	工事着手 21 日前	
罰則等	著しく計画が不十分な場合、 変更指示・公表・命令 (2,000 m ² 未満の場合は勧告)	

定期報告

届出した建築物について、計画通りの効果が発揮されているか、3年毎の定期報告が必要となっています。

本届出は建築確認申請の提出後となるため、省エネ対策が不十分な場合は**建築確認申請の変更対応が必要になる場合があります**。当社は省エネ法に適合した提案、設計を行い、お客様のご要望にお応えしてまいります。

豊かで潤いのある社会づくりに貢献する
総合建設コンサルタント

株式会社 シアテック

ISO9001認証: MSA-QS-706
<http://www.ciatec.co.jp>

担当: 本社営業部
TEL: 0897-37-5921
FAX: 0897-32-5979
E-mail: ctl@ciatec.co.jp